

## 福島みずほさんからのメッセージ（音声）

集会に参加された皆さん、こんにちは。福島みずほです。今日の集会に出られなくて、本当に申し訳ありません。

今日はあの最高裁判決で「相続差別は憲法違反」と少数意見を書かれた泉徳治さんによる講演で、元最高裁判事の方がどう語っていただけるのか、あるいは当時どういう思いで少数意見を書かれたのか、しっかり聞きたいと思っていたので、今日参加できずに本当に残念です。

泉さんが当時「相続差別は憲法違反」と書いてくださったことは、本当に感謝しております。ただ、どうしてその意見が全体の意見にならなかったのか、本当に残念です。

これからやはり裁判の中で、国会の中で、「民法は憲法違反だ」という当たり前のことが、判決で、そして国会の中でそれが実現していくよう、私も全力で頑張っていきたいと思っています。

また、なくそう戸籍と婚外子差別・交流会は、すごく永く永く永く（子どもたちももの凄くちっちゃな子どもだったのが、今は20代で、でかくなってしまいました）本当にコツコツと長年、それから交流会ということで多くの人を励ましながら着実に歩みを進めてきたことに心から感謝と敬意を表します。

1988年、福喜多さんと田中さんに会って「住民票の続柄が憲法違反だ」という裁判を5月に提訴し、それからお二人と皆さんたちとの付き合いが始まりました。住民票の続柄そして戸籍の続柄、そして民法900条4号但書の相続分差別、そして様々な婚外子差別の問題と一緒に取り組んでくることができて、それは本当に貴重な経験で、貴重な運動です。今も国会の中で行政交渉も続けています。

私は、何とか今の通常国会（消費税増税ばかりが議論になっておりますけれども）の中で、何とか民法改正案、選択的夫婦別姓の導入と婚外子差別撤廃をしっかりと盛り込んだ民法の改正案を議員立法として提出できないか、と悪戦苦闘を今しているところです。政権交代の前は、議員立法として何度も何度も出しているながら、政権交替をしたら、逆に閣議決定をして出すこともできない、そして議員立法も出せないというのは、本当におかしいと思っています。社民党、公明党、共産党、これは賛成ですので何とか力を合わせて、また民主党にも働きかけ、「提案者には仮になれなくても、裁決をする時には賛成をあなたたちはしてください」という働きかけもできるようにして、この通常国会で何としても民法改正を大きく一步進めたい、と本当に思っています。それで頑張りますので、どうかどうか応援をしてください。

選択議定書の批准なども少しずつですが進んでいます。早く今の民法が国際条約に明確に反していると言われるように、個人通報制度の批准についても、がんばってい

きたいと思います。しかし、民法の規定を変えるのは、何としても国会の中で民法改正を実現しなくてはなりません。私は、いろんな裁判を応援する、いろんな活動を応援する、行政交渉も一緒にやりながら、でも、私が一番今やるべきは個人通報ができる選択議定書の批准であると同時に、民法改正の実現だと思っておりますので、そのことに全力を注いでいきたいと思っています。

今はもう21世紀になり、2012年になり、民法の中に明確な婚外子差別が明記されているのは、本当におかしいと思っています。民法改正のために国会の中で全力を尽くしますので、どうかどうか応援をして下さい。

今日は、交流会に婚外子差別の集会に出られなくて本当に残念です。皆さん方に心からの連帯の挨拶を差し上げ、本当に頑張りましょうと申し上げたいと思っています。どうか一緒にやってみましょう。ありがとうございます。

(※文章化にあたっては、雰囲気伝えるため、話し言葉特有の言い回しや繰り返しなども、可能な限りそのまま収録しました。なお途中、小さな子どもが20代になったというお話は、住民票続柄裁判原告の子どもと福島さんの子どもが同じ年で、提訴当時2歳だったことに関連するものです。)

(通信Voice 6- 8月号より)

